

公益社団法人日本理学療法士協会 定款細則

I 会員に関する項

1. 定款第5条第1号に規定する正会員は、都道府県理学療法士会に所属するものとする。
2. 正会員は、勤務先の存する都道府県の理学療法士会に所属する。ただし、勤務先をもたない正会員は居住地の都道府県理学療法士会に所属する。
3. 前項に関わらず、海外に居住する者については海外会員とし、都道府県理学療法士会に在籍することを免ずる。
4. 所属する都道府県理学療法士会の会員資格を失ったときは、この法人（以下、「本会」という。）の会員たる資格を失う。
5. 正会員は、特別の事情がある場合、本人の申し出により1年を単位として休会することができる。なお、休会事由が消滅した際は、速やかに復会しなければならない。
6. 定款第5条第2号の賛助会員は、II-3に定める会費を納めなければならない。
7. 名誉会員規程で定める名誉会員は、会費を免除する。また、一定の要件を満たす正会員の会費等の減免措置については、別に定める。

II 会費に関する項

1. 正会員の会費は、年額10,000円とする。ただし、資格取得年度の入会に限り、これを5,000円とする。
2. 入会金は、5,000円とする。
3. 賛助会員の会費は、賛助会員規程第3条に定めるとおりとする。
4. 本会の会費は、当年度入会者を除き前年度の3月末日までに納入しなければならない。

III 理事及び監事に関する項

1. 理事は、別に定めるところにより、会務をそれぞれ担当し円滑な運営に努める。
2. 会議の種別及びその運営に関する事項は別に定める。
3. 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。
4. 監事は、本会の業務運営に精通した者2名、会計制度に精通した者1名とし、前者は正会員から、後者は会員外から選出するものとする。また、後者については会長が推薦し、理事会並びに総会の承認を得て選出する。

IV 代議員に関する項

1. 代議員は、定款第5条第2項～第9項の各項に基づき、本会の選挙規程により、都道府県理学療法士会ごとに選出する。
2. 都道府県理学療法士会の代議員数は定款に定めるところにより、都道府県理学療法士会会員数（休会者を除く）を定款第5条第2項で定めた数で除した数とし、小数点以下を切り上げる。

なお、会員数は任期満了を迎える前年の12月1日現在とする。

3. 代議員は、総会に提出された議題を討議し、決議することができる。
4. 代議員は、都道府県理学療法士会会長を兼ねることができる。

V 会務の運営に関する項

1. 本会は、会務を円滑に運営するため、必要な機関を置く。
2. 前項の組織に関する詳細は、別に定める。

VI 兼任の禁止に関する項

1. 本会の役員及びその他の役職にある者は、原則として、利益相反が想定される場合については、協会内外を問わず兼任はできない。

VII 選挙に関する項

1. 役員候補者選出の選挙は、定款第20条に基づいて実施する。
2. 選挙を行うため、選挙管理委員会を置く。
3. その他、選挙に関する手続きについては別に定める。

VIII 都道府県理学療法士会に関する項

1. 本会は、定款第3条の目的を達成するために、都道府県に理学療法士会を置く。
2. 都道府県理学療法士会は、前項の目的を達成するために定款第4条の各項の事業を行う。
3. 本会の効率的運営に資するため、組織運営協議会を開催する。この会議の運営については、別に定める。
4. 都道府県理学療法士会は、その事務所及び会員所定の必要事項を本会に届け出る。
5. 都道府県理学療法士会は、当該年度の活動及び役員名を本会に報告する。

IX ブロックに関する項

1. 全国の都道府県理学療法士会を北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国、四国及び九州の8ブロックに区分する。各ブロックに所属する都道府県は下記の通りとする。
 - ・北海道ブロック：北海道
 - ・東北ブロック：青森県・秋田県・岩手県・宮城県・山形県・福島県
 - ・関東甲信越ブロック：茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県
 - ・東海北陸ブロック：富山県・石川県・福井県・静岡県・岐阜県・愛知県・三重県
 - ・近畿ブロック：京都府・滋賀県・奈良県・和歌山県・大阪府・兵庫県
 - ・中国ブロック：岡山県・広島県・鳥取県・島根県・山口県
 - ・四国ブロック：徳島県・高知県・香川県・愛媛県

- ・九州ブロック：福岡県・長崎県・熊本県・大分県・佐賀県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県
- 2. 各ブロックに所属する都道府県理学療法士会会長の中よりブロックの代表たるブロック代表会長を互選する。
- 3. 各ブロック代表会長は、会長の許可を得て理事会に出席し意見を述べることができる。

附則

- 1 この細則は、公益社団法人認可の日より施行する
- 2 この細則の改廃は、理事会の決議による。ただし、Ⅱ. 会費に関する項1～3については、総会の決議を要する。
- 3 この細則は、一部改正により平成25年6月8日より施行する。

附則

- 1 この細則は、文言統一等を改正して平成28年3月6日より施行する。

附則

- 1 この細則は、選挙に関する文言修正の改正をして平成29年1月9日より施行する。
- 2 この細則は、会費納入期限を変更して平成29年7月1日より施行する。

附 則

- 1 この細則は、賛助会員の会費を変更して、令和元年6月9日より施行する。

附 則

- 1 この細則は、正会員の会費の年額を変更して、令和2年10月12日より施行し、令和3年度会費から適用する。